第88号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 5月17日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区農人橋1－4－31 Tel:06-946-8011
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

♤住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の計算のフローチャート

- 贈与を受けた時の住所が国内にあるか。 → no
- ↓yes
- 贈与を受けた年分の合計所得金額が1,200万円以下か。 → no
- ↓yes
- 住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に、受贈者又は受贈者の配偶者が所有する家屋(床面積の1/2以上が専ら居住の用に供されるものに限る)に居住したことがないか → no
- ↓yes
- 既にこの特例の適用を受けたことがない者であるか。 → no
- ↓yes
- 昭和59年1月1日から平成7年12月31日までの間に受けた贈与か。 → no
- ↓yes
- 受贈者の父母（養父母を含み、義父母は含まない）又は祖父母からの贈与か。 → no
- ↓yes
- 金銭の贈与か。 → no
- ↓yes
- 贈与を受けた資金は、全額家屋の新築又は取得の対価（土地も併せて取得した場合には土地を含めた対価）に充てたか。 → no
- ↓yes
- 取得する家屋は国内にあるものか。 → no
- ↓yes
- 家屋の新築又は建築後使用されたことのない家屋の取得か。 → no
  - yes ↓
  - ↓no
  - 取得の日以前15年（耐火建築物は20年）以内に建築されたものか → no
  - ↓yes
- 家屋の床面積の1/2以上が専ら受贈者の居住の用に供されるものか。 → no
- ↓yes
- 家屋の床面積（共有の場合は家屋の全体の床面積、マンション等の場合は区分所有する部分の床面積）が50㎡以上240㎡以下か。 → no
- ↓yes
- 贈与を受けた年の翌年3月15日までに家屋の新築又は取得等をし、受贈者の居住の用に供したか又は同日後遅滞なく居住の用に供することが確実と見込まれるか。 → no
- ↓yes
- 特例の適用がある。

特例の適用がない。